

第22期 第5回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年8月3日（火）

15：30～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）カキの試験養殖について（協議） . . . P1～14

（2）令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について（協議） . . . P15～18

（3）その他

3 閉 会

水産第1690号

令和3年7月28日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請があり、鹿島市長 樋口 久俊 から副申がありました。

については、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

試験養殖承認申請書

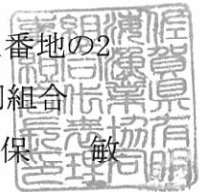
佐有漁協第153号
令和3年7月21日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏



下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目的

カキ試験養殖

2.水産物の名称

カキ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1254号

第1種区画漁業権(のり養殖漁場)漁場の沖合い(鋼管425)付近

3,000m²

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

養殖カゴによる垂下方式

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書



理 由 書

当支所のノリ養殖業を営んでいない漁家は、主に長柄じょれん船びき漁業に従事し、サルボウを漁獲しています。しかしながら毎年のように発生する豪雨や貧酸素の影響によって漁獲量は減少し、漁家収入は安定していません。

このような厳しい気象海況条件の中で、比較的low塩分や貧酸素に強く生残しやすい二枚貝としてカキが上げられます。当支所の地先干潟には全国的にも珍しい「広大なカキ礁」が広がっており、これらカキ礁の地ガキを採取し、餌料である植物プランクトンが豊富な沖合漁場へ「垂下養殖」することで、身入りが向上し、高単価での販売可能となるため、将来的に有望な収入源となることが期待されます。

令和3年度は令和5年度の区画取得を見据え、令和2年度までとは異なる養殖漁場での試験を申請しています。そのため、平成29年度から令和2年度にかけての4年間、良好な身入り向上効果が得られたマガキおよびシカメガキでも、同様に身入りが向上するのか検証する必要があります。また、カキ小屋等で需要のあるスミノエガキについては、令和2年度の試験で十分な身入り向上効果が得られております。しかし、これについても再現性を確認できていないので、再度試験養殖に取り組み、養殖方法を確立する必要があります。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和3年7月19日

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁協 鹿島市支所

支所運営委員長 中 島 龍

令和3年度 カキ試験養殖計画書

R2	
養殖カキ	<p>取組結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～2月に約1か月間の垂下養殖をした結果、高い身入り向上効果を確認した。 ・その結果、通常の地カキとの差別化が図られ、道の駅での販売で単価が向上した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖手法について特段の課題はない。
マガキ シカメマガキ	<p>取組結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～3月に約1か月間の垂下養殖をした結果、地ガキよりも身入りが向上し、身入り向上効果を確認できた。 ・道の駅での販売では、「養殖物」であることを明記し、天然物のスミノエガキとの差別化を図った。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は約1か月間で地ガキと比較して身入り向上効果がみられたが、再現性は把握できていない。

R3計画	
養殖カキ	<p>①【試験養殖場所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度はR5年度の区画取得を見据えて、R2年度までとは異なる場所で試験を実施する。 ・そのため、過去4年間で高い身入り向上効果を確認したマガキおよびシカメマガキ、スミノエガキについて、同様に身入り向上効果がみられるのか検証する。 <p>②【養殖期間の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度の課題であるスミノエガキについては以下の試験を実施する。 ・スミノエガキの1か月間での身入り向上効果を再現することを目的とする。 ・試験区は1か月垂下区、2か月垂下区、未垂下区の3つとする。 ・1か月垂下区と未垂下区を比較し、身入り向上効果について検証する。2か月垂下区は1か月垂下区の身入りが向上しなかった場合に備えて設置するものである。
マガキ シカメマガキ スミノエガキ	<p>スミノエガキ</p>

区画漁業権免許申請予定

R5

■ 令和3年度 カキ養殖スケジュール, 施設, 漁場位置および区域

1. スケジュール

令和3年9月	・ 養殖施設の設置	
令和3年9月～ 令和4年3月	マガキ・シカメガキ	スミノエガキ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗の採取 ・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去) ・ 収穫出荷(約1か月垂下) →種苗の再採取と再垂下 	
令和3年4月	・ 施設の撤去	

2. 養殖施設

別紙図面 (延縄式の垂下養殖)

- ・ 養殖カゴ : 提灯かご計120袋
- : 1袋に13kg程度収容

3. 漁場位置及び区域図

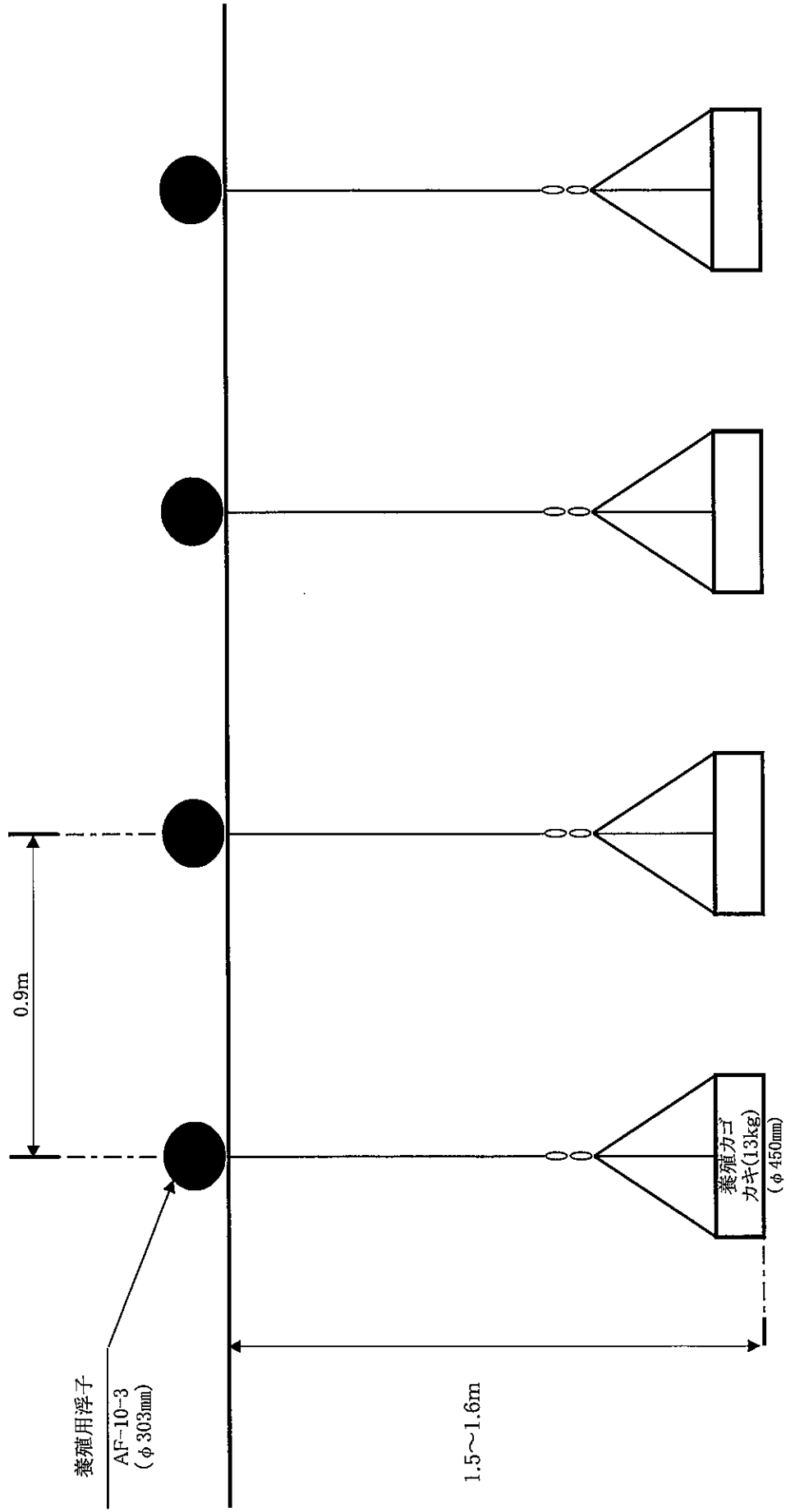
別紙図面 (有区第1254号区画漁業権漁場の沖合)

4. その他

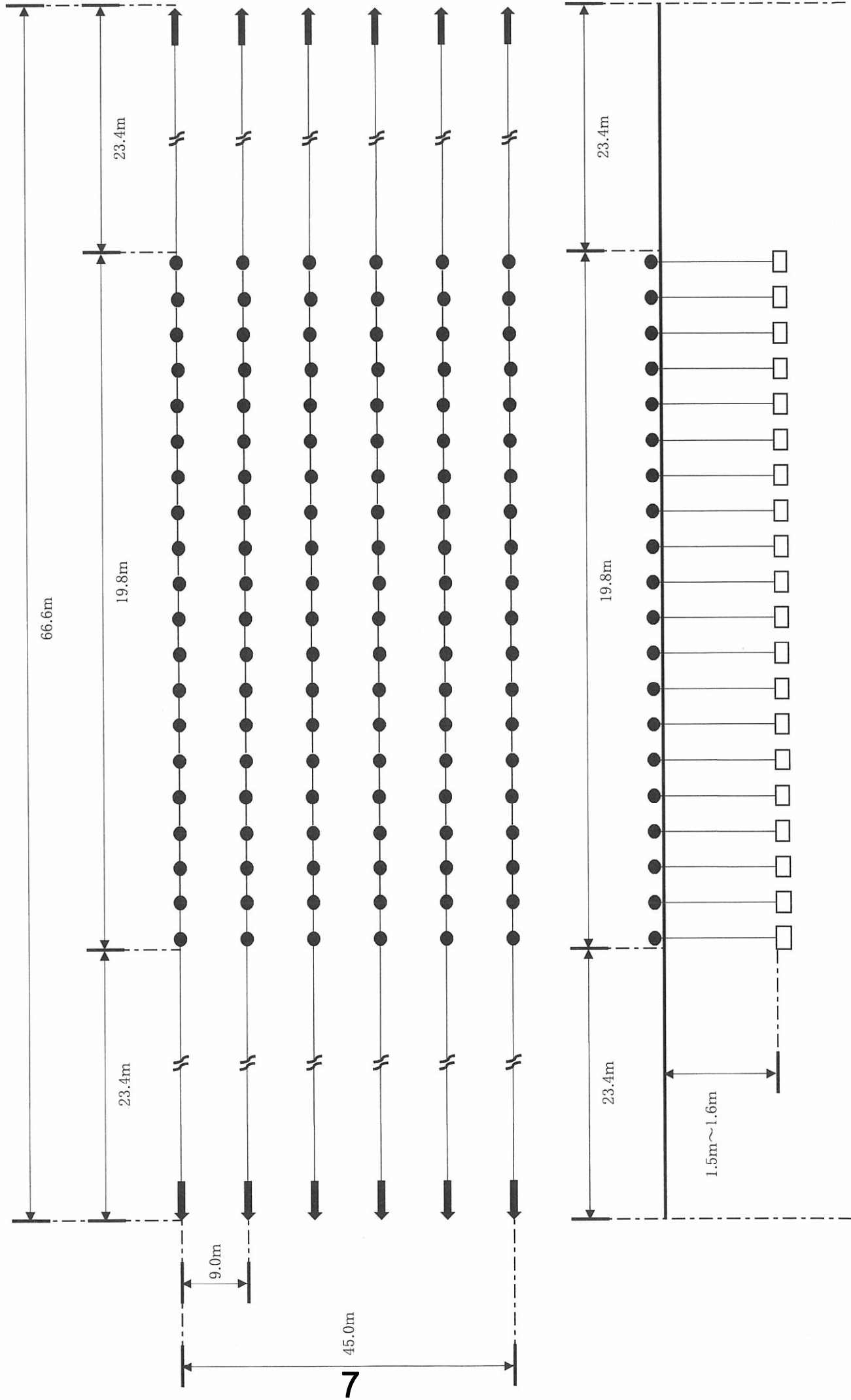
緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

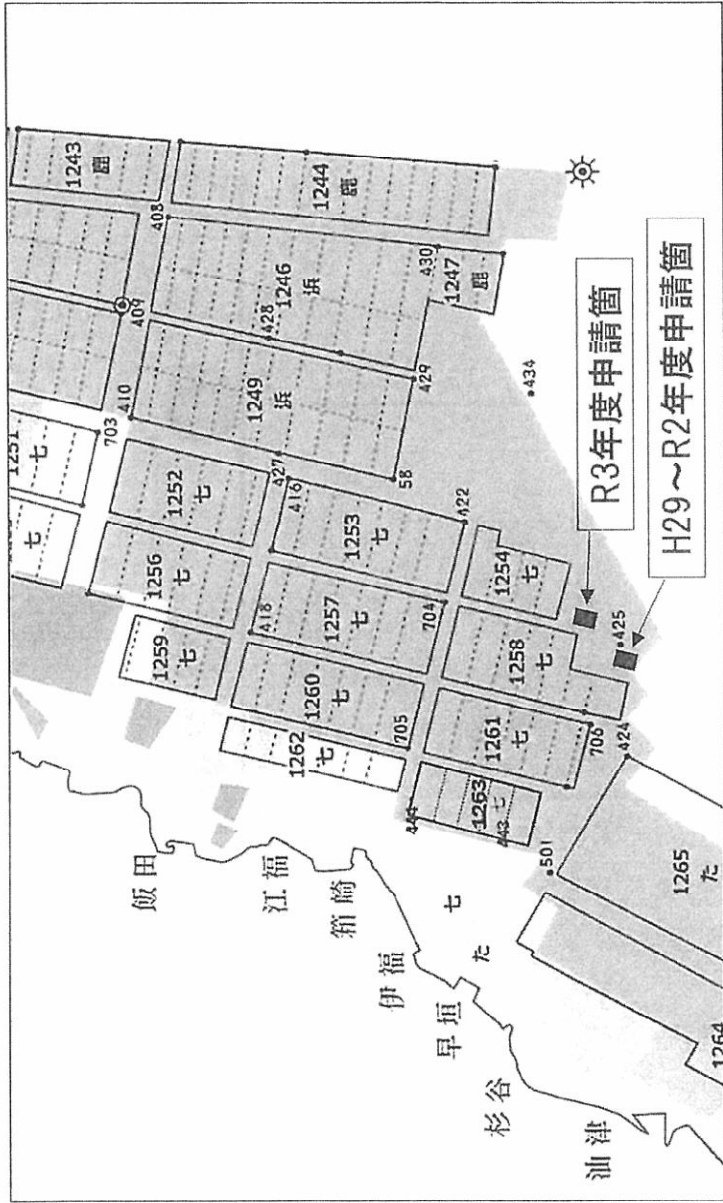
延縄式のカキ養殖施設詳細図 ①



延縄式のカキ養殖施設詳細図 ②



試験養殖漁場位置図




同意書

令和3年 7月19日付佐有漁協鹿支第46号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 3年 7月 9日

住 所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1558-11

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 たら支所
支所運営委員長 森田政則 

鹿市農第478号
令和3年7月27日

佐賀県知事 山口 祥義 様

鹿島市長 樋口 久俊

カキ試験養殖の申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼を申し上げます。

令和3年7月21日付け佐有漁協指第153号で佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長 西久保 敏から別添のとおり試験養殖承認申請書が提出されましたので、意見書を添えて送付します。

意見書

佐賀県有明海漁業協同組合が行うカキ試験養殖については、シカメガキ等のカキ類の垂下養殖技術の開発と同時にカキの浄化作用による海況改善が目的であり、水産資源の減少、魚価の低迷等により漁家経営が厳しい環境におかれている中、当該技術の開発によるカキ類の水産資源の回復は、漁家収入の増加や海況改善と同時にのり養殖への相乗効果も期待できると思われます。

平成 29 年度から令和 2 年度にかけての 4 年間で実施された試験養殖の結果では、カキ礁の個体と比べ、殻付き重量や身入りの割合で違いが確認されており、スミノエガキについては消費者から身入りが非常に良くまた購入したいという意見が得られています。

また、令和 3 年度は現在 1 経営体で実施している本養殖手法を、他漁業者へ周知し参加者を募る予定であり、今年度の試験養殖は今後の本格的な養殖実施と新たな販路開拓のための重要な試験養殖になると思われます。

このことから、今回のカキ試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和 3 年 7 月 2 7 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

鹿島市長 樋口 久俊

佐有漁協第153号
令和3年7月21日

鹿島市長 樋口久俊 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地²

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保



カキの試験養殖の承認申請について(進達)

別紙の通り試験養殖の承認を受けたいので進達致します。

別紙

- ・承諾書
- ・理由書
- ・試験養殖計画書
- ・漁場位置図及び区域図
- ・同意書

鹿市農第458号
令和3年7月16日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

鹿島市長 樋口 久俊



令和3年度カキ試験養殖事業の委託について（通知）

このことについて、昨年度に引き続き、鹿島市地区の海苔貝類区画漁業権内において、新たなカキ類の養殖技術の開発に向けた試験養殖を貴組合に委託しますので、下記により関係書類を提出してください。

なお、試験養殖承認申請に当たっては、佐賀県試験養殖処理要綱に基づき、書類の提出をお願いします。

記

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 承諾書（別紙1） | 漁協から市へ提出 |
| 2. 試験養殖承認申請書（要綱 様式第1号）
申請書添付書類 | 市を經由し県へ提出
(1) 理由書
(2) 試験養殖計画書
(3) 漁場位置図及び区域図
(4) 同意書 |

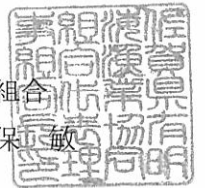
別紙1

承 諾 書

令和3年7月21日

鹿島市長 樋口 久俊 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



令和3年7月16日付け鹿市農第458号で通知のあった令和3年度カキ試験養殖事業の委託については、承諾します。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

項目	想定される回答
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 ・北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。</p> <p>②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ・漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>① 7月27日から29日にかけてWEB形式で開催された国際会議において、小型魚及び大型魚の「漁獲枠20%増」と漁獲枠未利用分の繰越特例延長を求めたところ、10か国中6か国が大型魚のみの15%増枠と特例措置3年間延長を支持したため、10月の最終合意に向けて関係各国に引き続き働きかけていきたい。 なお、増枠が実現した場合には、沿岸漁業をはじめとする漁業者の意見を踏まえた上で、配分方法を検討したい。</p> <p>② 今漁期のクロマグロの漁獲枠の配分についても、水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、国の留保枠から配分したのものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行っている所存。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設 ・定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 ・数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 ・漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>② クロマグロの資源管理に資する混獲回避のため、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入、放流活動への支援措置及び休漁への支援を措置したところ。今後も、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p> <p>③ 漁業収入安定対策事業においては、共済への実質加入と資源管理計画の策定を要件に、減収に対する補填を行っている。また、強度資源管理タイプ資源管理計画が策定されていれば、通常より払戻判定金額が上がるなどの優遇が受けられることとしたところ。なお、太平洋クロマグロの大幅削減措置に取り組む定置網及び10トン未満漁船漁業に関し、払戻判定金額が前回契約の水準から下がらないようにする「下げ止め」と漁船漁業の対象を20トン未満漁船漁業まで広げたところ。今後とも地域経済への影響が生じないように対策を進めてまいりたい。</p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

【内 容】

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分

V 海洋性レジャーとの調整等について

項目	想定される回答
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>① 海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置を必置するよう業界への強い指導や購買者等への普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p>水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」（略称「ミニボート安全マニュアル」）の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。</p> <p>当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。</p> <p>今後とも、誰もが安全に安心して海で遊ぶための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</p>
<p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>④ 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険にエンジン付きミニボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を補てんするため、保険への加入を義務づけること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、船底がFRP成型されているミニボートが漁船等と衝突した場合に、漁船等の被害が大きくなる恐れがあることを理由として、同保険の対象としている。加入対象については、日本漁船保険組合が保険約款で定めるものであることから、対象範囲の拡大については日本漁船保険組合に相談していただきたい。</p> <p>プレジャーボートによる漁業操業の妨害は、対人・対物の賠償とは異なり填補範囲の特定が困難であり、当該妨害行為を助長させないためにも、保険の対象とすることは適当でないと考えており、一義的には利用者へのマナーの周知徹底を図っていくことが肝要と考えている。また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への（略称）ミニボート安全マニュアルの掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えているが、日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険のように、加入に一定の制限があることも認識しており、機会をとらえて保険会社へ対象拡大を働きかけるとともに、保険の加入率率向上に向けて取組んで参りたい。</p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

【内 容】

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが、28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 「ミニボート安全講習会」受講を義務化するとともに、受講者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 （一財）日本海洋レジャー安全・振興協会が運営するBAN（Boat Assistance Network：プレジャーボートの会員制救助サービス）にミニボートを加入対象とするとともに、サービス対象エリアを拡大するよう働きかけること。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所